

船舶インシデント調査報告書

令和5年10月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和5年2月3日 14時00分ごろ
発生場所	福岡県新宮町相島 ^{あいのしま} 西方沖 筑前相島灯台から真方位301°750m付近 （概位 北緯33°45.9′ 東経130°21.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートあおいは、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年2月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート あおい、5トン未満（長さ5.94m） 293-28677福岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力51.4kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア74mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月不詳、平成6年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を停止し、漂流して釣りを行った後、釣り場を移動する目的で、船外機を始動しようとしたところ、始動できなかった。 船長は、船外機の始動を繰り返し試みたが始動できず、航行不能と判断して携帯電話で118番に通報した。 本船は、来援した水難救済会所属の救助船によって相島の漁港にえい航され、救助船の乗組員によりバッテリーの充電が行われ、船外機が始動できたので、巡視艇による伴走警戒のもと福岡県福津市の漁港に帰航した。 船長は、令和4年4月に中古で購入した使用状況等が不明のバッテリーを本船に搭載していたので、同バッテリーの蓄電容量が低下していたのではないかと本インシデント後に思い、バッテリーを新替えした。
分析	本船は、中古で購入した使用状況等が不明のバッテリーを使用していたことから、船外機を停止して漂流中、バッテリーが過放電状態になり、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船は、バッテリーの充電が行われた後、船外機が始動できたことか

	ら、バッテリーが過放電状態であったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、船外機を停止して漂泊中、バッテリーが過放電状態になり、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、中古のバッテリーを購入する場合、購入前のバッテリーの使用状況等を確認し、蓄電容量が低下したバッテリーは早めに交換すること。